

NPO 法人妊娠しえると SOS

旅費規程

(目的)

第 1 条 この規定は特定非営利活動法人妊娠しえると SOS (以下、「当法人」) の活動として役職員等が、行動する場合の旅費の支給について定める。

(範囲)

第 2 条 旅費は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法人事業に従事するために要する交通費 (以下「交通費」という。)
- (2) 法人事業に従事するために要する費用 (以下「日当」という。)
- (3) 法人事業に従事するために要する宿泊費 (以下「宿泊費」という。)
- (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

第 3 条 交通費は、船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金とする。

2 原則として、交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとする。

3 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金 (50km 以上の急行及び特急料金。ただし、グリーン料金は含まない。) を加えた額とする。

4 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

5 自己所有車両を使用する際の規定は、次のとおりとする。

(1) 自己所有車両の使用にあたっては、理事長の承認を得るものとする。

(2) 自己所有車両使用時の交通費は、一日の走行キロ数が合計 40 km 以上の場合に適用し、走行キロ数 10 km につき 150 円を支給 (10 km 未満は四捨五入) する。有料道路を使用した場合は、実費を支給する。

(3) 自己所有車両を使用する場合は、極力相乗りするなど、経費削減に対する努力を払うものとする。

(日当)

第 4 条 日当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 当法人の事業に従事するために必要な会議等へ出席した場合は、日額 1,000 円
- (2) 当法人の事業に従事するために県外出張した場合は、日額 2,000 円

(宿泊費)

第 5 条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 法人事業に従事するために宿泊の必要がある場合。
- (2) 前号以外で、理事長が必要と認めた場合。

2 支給額は実費とし、1泊あたり 10,000 円を上限とする。

(報告)

第 6 条 旅費等の費用の支給を受けた者は、帰着後 2 週間以内に「旅費交通費精算書」を理事長に提出しなければならない。

第 7 条 以上の定めにかかわらず、理事長は理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附則

1. この規程は、令和 4 年 5 月 15 日から施行する。